

(平成28年6月14日提出)

# 平成28年6月議会定例会議案

新 潟 市



## 平成28年6月議会定例会議案

### 目 次

議案第57号	平成28年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第58号	平成28年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算	5
議案第59号	新潟市市税条例等の一部改正について	8
議案第60号	新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について	24
議案第61号	新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	25
議案第62号	新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	27
議案第63号	新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	29
議案第64号	新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	31
議案第65号	新潟市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について	32
議案第66号	新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について	34
議案第67号	新潟市建築関係手数料条例の一部改正について	36
議案第68号	新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について	37
議案第69号	新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について	39
議案第70号	和解及び損害賠償の額の決定について	41
議案第71号	訴えの提起について	42
議案第72号	新潟県公安委員会委員の推薦について	43
議案第73号	契約の締結について	44
議案第74号	契約の締結について	45

議案第 75 号	指定管理者の指定について	46
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	47
報告第 1 号	継続費繰越計算書の報告について	48
報告第 2 号	継続費繰越計算書の報告について	50
報告第 3 号	繰越明許費繰越計算書の報告について	52
報告第 4 号	予算繰越計算書の報告について	56

議案第 57 号

**平成 28 年度新潟市一般会計補正予算（第 2 号）**

平成 28 年度新潟市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 921,811 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 360,496,872 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 28 年 6 月 14 日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		53,810,304	335,252	54,145,556
	1 国庫負担金	35,680,311	16,000	35,696,311
	2 国庫補助金	17,883,127	319,252	18,202,379
18 県支出金		18,661,490	62,721	18,724,211
	2 県補助金	5,729,490	62,721	5,792,211
22 繰越金		73,044	334,250	407,294
	1 繰越金	73,044	334,250	407,294
23 諸収入		28,577,571	5,988	28,583,559
	5 雑入	1,080,600	5,988	1,086,588
24 市債		48,723,400	183,600	48,907,000
	1 市債	48,723,400	183,600	48,907,000
歳入合計		359,575,061	921,811	360,496,872

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		43,639,985	24,000	43,663,985
	1 総務管理費	39,326,163	24,000	39,350,163
3 民生費		113,991,261	218,823	114,210,084
	1 社会福祉費	15,640,979	48,000	15,688,979
	2 児童福祉費	38,558,635	101,000	38,659,635
	5 老人福祉費	23,239,952	69,823	23,309,775
4 衛生費		25,451,236	65,000	25,516,236
	1 保健衛生費	14,293,799	65,000	14,358,799
7 商工費		18,838,068	200,000	19,038,068
	2 工業費	1,519,084	200,000	1,719,084
8 土木費		57,233,232	408,000	57,641,232
	4 都市計画費	26,349,822	408,000	26,757,822
10 教育費		26,162,800	5,988	26,168,788
	1 教育総務費	5,390,706	5,988	5,396,694
歳 出 合 計		359,575,061	921,811	360,496,872

## 第2表 地方債補正

### 1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
街路事業費	3,476,300	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体と共同発行を含む。)	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	3,659,900	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体と共同発行を含む。)	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。



議案第 58 号

**平成 28 年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）**

平成 28 年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,454 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 90,881,071 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 6 月 14 日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		17,843,246	7,454	17,850,700
	2 国庫補助金	4,112,430	7,454	4,119,884
歳入合計		90,873,617	7,454	90,881,071

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,235,357	7,454	1,242,811
	1 総務管理費	1,233,694	7,454	1,241,148
歳 出 合 計		90,873,617	7,454	90,881,071

議案第 59 号

### 新潟市市税条例等の一部改正について

新潟市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 6 月 14 日提出

新潟市長 篠田 昭

### 新潟市市税条例等の一部を改正する条例

(新潟市市税条例の一部改正)

第 1 条 新潟市市税条例（昭和 37 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 9 条各号列記以外の部分中「第 63 条の 2 第 1 項」の次に「，第 76 条の 7 第 1 項」を加え、「及び第 2 号」を「，第 2 号及び第 5 号」に、「当該各号」を「第 1 号から第 4 号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間」を加え，同条第 2 号中「第 43 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 1 項，第 2 項，第 4 項又は第 19 項の規定による申告書に限る。）」を削り，「第 94 条第 1 項」を「第 76 条の 7 第 1 項の申告書，第 94 条第 1 項」に改め，同条第 3 号中「第 43 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 2 2 項及び第 23 項の申告書を除く。）」を削り，「第 94 条第 1 項」を「第 76 条の 7 第 1 項の申告書，第 94 条第 1 項」に改め，同条に次の 2 号を加える。

(5) 第 43 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 1 項，第 2 項，第 4 項又は第 19 項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）

当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日

(6) 第 43 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 2 2 項及び第 23 項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から 1 月を経過する日

第 23 条中「100 分の 12.1」を「100 分の 8.4」に改める。

第23条の2第1項中「12.1分の1.2」を「8.4分の1.2」に改める。

第37条第1項中「規定によつて」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「本条」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第34条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第43条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合は、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合は、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第44条第2項中「についても」を「がある場合は」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは、」を「場合は」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規

定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合は、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合は、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第49条第1項中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に改める。

第52条中「又は第12号」を「, 第12号又は第16号」に改める。

第76条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等（法第442条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第76条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては、前項」を「には、第1項」に、「, 軽自動車税」を「, 種別割」に、「もの」を「軽自動車等」に改める。

第76条の2を第76条の3とし、第76条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税のみならず課税）

第76条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販



売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第76条の3の次に次の6条を加える。

(環境性能割の課税標準)

- 第76条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として法施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

- 第76条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

- 第76条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

- 第76条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法施行規則第

33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第76条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の規定によつて過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第76条の9 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第86条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第77条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第78条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条各号列記以外の部分中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額3,600円

(イ) 三輪のもの 年額3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第79条（見出しを含む。）、第81条（見出しを含む。）及び第82条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第83条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に、「申告書に」を「申告書を」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第76条第2項」を「第76条の2第1項」に改める。

第84条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第76条第2項の」を「第76条の2第1項に」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第86条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち、必要があると認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第85条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第76条の2」を「第76

条の 3」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 7 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第 4 条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第 4 条 平成 30 年度から平成 34 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 20 条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項（第 2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第 8 条の 2 中第 7 項を第 12 項とし、第 6 項を第 11 項とし、第 5 項を第 10 項とし、第 4 項の次に次の 5 項を加える。

5 法附則第 15 条第 33 項第 1 号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

6 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

7 法附則第 15 条第 33 項第 2 号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

8 法附則第 15 条第 33 項第 2 号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

9 法附則第 15 条第 33 項第 2 号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

附則第 13 条の次に次の 5 条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 13 条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章の規定にかか

ならず，新潟県が，自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により，行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第13条の3 市長は，当分の間，第76条の9の規定にかかわらず，新潟県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては，軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第13条の4 第76条の7の規定による申告納付については，当分の間，同条中「市長」とあるのは，「新潟県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第13条の5 市は，新潟県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため，法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を，徴収取扱費として新潟県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第13条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第76条の5の規定の適用については，当分の間，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第76条の5第3号の規定の適用については，当分の間，同号中「100分の3」とあるのは，「100分の2」とする。

附則第14条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え，同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め，「軽自動車税」の次に「の種別割」を，「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え，同項の表を次のように改める。

第2号ア（イ）	3,900円	4,600円
第2号ア（ウ） a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア（ウ） b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第14条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第14条第3項中「規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
---------	--------	--------

第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第14条第4項中「規定する三輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(新潟市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 新潟市市税条例の一部を改正する条例(平成26年新潟市条例第45号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第78条及び新条例」を「新潟市市税条例第78条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第78条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第78条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円

第78条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第14条第1項の表以外の部分	第78条	新潟市市税条例の一部を改正する条例(平成26年新潟市条例第45号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第78条
附則第14条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第78条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第14条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第78条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第14条第1項の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第78条第2号ア(ウ) b



	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

第3条 新潟市市税条例の一部を改正する条例（平成27年新潟市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「, 新条例」を「, 新潟市市税条例」に, 「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め, 同項の表第9条第3号の項中「第43条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り, 「第94条第1項」を「第76条の7第1項の申告書, 第94条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は, 次の各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中新潟市市税条例第49条第1項, 第52条及び附則第8条の2の改正規定並びに附則第3条の規定 公布の日
- (2) 第1条中新潟市市税条例第9条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第37条, 第43条及び第44条の改正規定並びに第3条（次号に掲げる部分を除く。）並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日
- (3) 第1条中新潟市市税条例第8条の改正規定, 同条例第9条の改正規定（各号列記以外の部分中「第63条の2第1項」の次に「, 第76条の7第1項」を加える部分, 第2号中「第94条第1項」を「第76条の7第1項の申告書, 第94条第1項」に改める部分及び第3号中「第94条第1項」を「第76条の7第1項の申告書, 第94条第1項」に改める部分に限る。），同条例第23条, 第23条の2第1項及び第76条の改正規定, 同条例第76条の2を同条例第76条の3とし, 同条例第76条の次に次の1条を加える改正規定, 同条例第76条の3の次に6条を加える改正規定, 同条例第77条, 第78条, 第79条及び第81条から第87条までの改正規定並びに同条例附則第13条の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第14条の改

正規定並びに第2条の規定並びに第3条中新潟市市税条例の一部を改正する条例（平成27年新潟市条例第40号）附則第5条第7項の表第9条第3号の項の改正規定（「第94条第1項」を「第76条の7第1項の申告書，第94条第1項」に改める部分に限る。）並びに次条第3項及び附則第4条の規定 平成29年4月1日

(4) 第1条中新潟市市税条例附則第4条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の新潟市市税条例（以下「新条例」という。）第37条第4項の規定は，前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第37条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第4条の規定は，平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第23条及び第23条の2第1項の規定は，前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し，同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については，なお従前の例による。

4 新条例第43条第5項及び第44条第4項の規定は，前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第3項又は第44条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き，新条例の規定中固定資産税に関する部分は，平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し，平成27年度分までの固定資産税については，なお従前の例による。

2 新条例附則第8条の2第5項の規定は，平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による

改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第8条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第8条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第8条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第8条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第 60 号

**新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について**

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 6 月 14 日提出

新潟市長 篠田 昭

**新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例**

新潟市ひまわりクラブ条例（平成 5 年新潟市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表中央区の項中「新潟市中央区文京町 15 番 4 号」を「新潟市中央区有明台 4 番 1 号」に改め、同表江南区の項中「新潟市江南区天野 2 丁目 7 番 2 号」を「新潟市江南区天野 2 丁目 8 番 2 号」に改める。

附 則

この条例中別表中央区の項の改正規定は公布の日から、同表江南区の項の改正規定は公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 6 1 号

### 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 6 月 1 4 日 提出

新潟市長 篠田 昭

### 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年新潟市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 5 条第 8 号イの表 2 階の項及び 3 階の項中「同条第 3 項第 2 号，第 3 号及び第 9 号」を「同条第 3 項第 3 号，第 4 号及び第 1 0 号」に改め，同表 4 階以上の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き，同号に規定する構造を有するものに限る。）」に，「同項第 2 号，第 3 号及び第 9 号」を「同項第 3 号，第 4 号及び第 1 0 号」に改める。

第 4 6 条第 2 項中「2 0 人につき 1 以上」の次に「，満 4 歳以上の幼児おおむね 3 0 人につき 1 以上」を加える。

第 5 3 条第 2 項第 5 号，第 5 9 条第 9 号及び第 1 0 1 条第 8 号の規定中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

附則に次の見出し及び 4 条を加える。

（保育所の職員配置に係る特例）

第 4 条 保育の需要に応ずるに足りる保育所，認定こども園（就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい，子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）

第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。)が不足していることに鑑み、当分の間、第46条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第5条 前条の事情に鑑み、当分の間、第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

第6条 附則第4条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第7条 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第46条第2項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 2 号

**新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について**

新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 6 月 1 4 日 提出

新潟市長 篠田 昭

**新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年新潟市条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「保育所をいう」及び「認定こども園をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第 2 8 条第 7 号イの表 4 階以上の階の項及び第 4 3 条第 8 号イの表 4 階以上の階の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同項第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「同項第 3 号、第 4 号及び 1 0 号」に改める。

附則に次の見出し及び 4 条を加える。

（小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第 6 条 保育の需要に応ずるに足りる保育所，認定こども園（子ども・子育て支援法第 2 7 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み，当分の間，第 2 9 条第 2 項各号又は第 4 4 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となるときは，第 2 9 条第 2 項又は第 4 4 条第 2 項に規定する保育士の数は，1 人以上とすることができる。ただし，配置される保育士の数が 1 人となるときは，当該保育士に加えて，保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第63号

**新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する  
条例の一部改正について**

新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年6月14日提出

新潟市長 篠田 昭

**新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する  
条例の一部を改正する条例**

新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表備考1中「。以下この備考1」の次に「及び附則第6条」を加える。

附則に次の見出し及び4条を加える。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等にかかる特例）

第5条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第5条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考1の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

第6条 第5条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第7条 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間

を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第8条 前2条の規定により第5条第3項の表備考1に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 4 号

**新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について**

新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 6 月 1 4 日 提出

新潟市長 篠田 昭

**新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年新潟市条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項第 4 号中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第65号

**新潟市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について**

新潟市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年6月14日提出

新潟市長 篠田 昭

**新潟市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例（平成27年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、「主任介護支援専門員研修」の次に「（以下「主任研修」という。）」を、「修了した者」の次に、「であって、主任研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内にあるもの（同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修（以下「主任更新研修」という。）を修了した者を除く。）又は最後に主任更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内にあるもの」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成25年度までに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者に対する改正後の第2条第1項第3号の規定の適用については、同号中「主任研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ

同表の右欄に掲げる字句とする。

平成23年度までに主任研修を修了した者	主任研修を修了した日から平成31年3月31日までの間
平成24年度又は平成25年度に主任研修を修了した者	主任研修を修了した日から平成32年3月31日までの間

議案第 66 号

### 新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 6 月 14 日提出

新潟市長 篠田 昭

### 新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 25 年新潟市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章 動物の引取り、収用等（第 18 条—第 22 条）」を  
「第 3 章 犬猫販  
第 4 章 動物の  
売業者に係る基準遵守義務等（第 18 条）  
に，「第 4 章」を「第 5 章」に，「第 23 条」  
引取り、収用等（第 19 条—第 23 条）」  
を「第 24 条」に，「第 5 章」を「第 6 章」に，「第 24 条—第 27 条」を「第 25 条—  
第 28 条」に，「第 6 章」を「第 7 章」に，「第 28 条—第 31 条」を「第 29 条—第 3  
2 条」に改める。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (4) 犬猫販売業者 犬又は猫の販売を業として行う第一種動物取扱業者（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項第 3 号に規定する第一種動物取扱業者をいう。以下同じ。）をいう。

第 14 条第 1 項中「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項第 3 号に規定する」を削り，「法第 24 条の 3 第 1 項」を「第二種動物取扱業者（法第 24 条の 3 第 1 項）に改め，「第二種動物取扱業者」の次に「をいう。以下同じ。）」を加える。

第 31 条を第 32 条とし，第 30 条を第 31 条とする。

第29条第2号中「第24条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条を第30条とする。

第28条中「第25条」を「第26条」に改め、同条を第29条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第27条を第28条とし、第24条から第26条までを1条ずつ繰り下げ、同章を第6章とする。

第4章中第23条を第24条とし、同章を第5章とする。

第22条第3号中「第19条第1項」を「第20条第1項」に改め、第3章中同条を第23条とする。

第21条を第22条とし、第18条から第20条までを1条ずつ繰り下げる。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

### 第3章 犬猫販売業者に係る基準遵守義務等

第18条 犬猫販売業者は、規則で定めるところにより、帳簿を備え、販売の用に供する犬又は猫の輸送（当該犬又は猫に係る飼養施設の所在地から他の飼養施設の所在地への輸送をいう。以下同じ。）が行われた場合は、当該輸送の年月日、輸送に係る犬又は猫の種類その他必要な事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 犬猫販売業者は、販売の用に供する犬又は猫の輸送が行われた場合は、輸送後に飼養施設において当該犬又は猫の状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を2日間以上目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった犬又は猫を販売に供するよう努めなければならない。ただし、第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者に対する販売に供する場合は、この限りでない。

別表中「第26条関係」を「第27条関係」に改め、同表7の項中「第19条第1項」を「第20条第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

議案第 67 号

### **新潟市建築関係手数料条例の一部改正について**

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 6 月 14 日提出

新潟市長 篠田 昭

### **新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例**

新潟市建築関係手数料条例（平成 21 年新潟市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 59 項中「写し」の次に「又は登録住宅性能評価機関が当該申請に係る住宅について交付した品確法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）に基づき、断熱等性能等級が等級 4 に適合し、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級 5 に適合すると評価されたものに限る。）の写し」を加え、同表第 61 項中「写し」の次に「又は登録住宅性能評価機関が当該申請に係る住宅について交付した品確法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づき、断熱等性能等級が等級 4 に適合し、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級 5 に適合すると評価されたものに限る。）の写し」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 68 号

### 新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について

新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 6 月 14 日提出

新潟市長 篠田 昭

### 新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

新潟市病院事業使用料及び手数料条例（昭和 34 年新潟市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

	分娩型居室	1 日	16,200 円
非紹介患者初診時負担額		1 回	2,160 円

を

」

「

	分娩型居室	1 日	16,200 円
非紹介患者初診時負担額	医科	1 回	5,400 円
	歯科	1 回	3,240 円
紹介後患者再診時負担額	医科	1 回	2,700 円
	歯科	1 回	1,620 円

に

」

改め、同表備考に次のように加える。

- 3 紹介後患者再診時負担額は、他の病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 5 号に規定する一般病床の病床数が 500 床未満の病院に限る。）又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行つたにもかかわらず、再診を受

ける者（緊急その他やむを得ない事情がある場合に再診を受ける者を除く。）の当該再診について徴収する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の新潟市病院事業使用料及び手数料条例の規定に基づき徴収した、又は徴収すべきであった非紹介患者初診時負担額については、なお従前の例による。

議案第 69 号

**新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について**

新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 6 月 14 日提出

新潟市長 篠田 昭

**新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例**

(新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成 5 年新潟市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「15,300 円」を「1 万 5,800 円」に改め、同号イ中「7,350 円」を「7,560 円」に改める。

(新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 2 条 新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 5 年新潟市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「510 円 48 銭」を「525 円 6 銭」に、「301,875 円」を「31 万 500 円」に改め、同条第 2 号中「255,240 円」を「26 万 2,530 円」に、「26 円 73 銭」を「27 円 50 銭」に、「301,875 円」を「31 万 500 円」に改める。

(新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 3 条 新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成 19 年

新潟市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同条第2号中「36万5,000円」を「37万5,500円」に、「4円88銭」を「5円2銭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例、第2条の規定による改正後の新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び第3条の規定による改正後の新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される新潟市議会議員の選挙及び新潟市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された新潟市議会議員の選挙及び新潟市長の選挙については、なお従前の例による。

議案第70号

**和解及び損害賠償の額の決定について**

次のとおり和解し、損害賠償の額を決定するものとする。

平成28年6月14日提出

新潟市長 篠田 昭

1 事件

平成22年10月20日午前9時20分頃、新潟市立小学校において発生した事故

2 当事者

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市

代表者 新潟市長 篠田 昭

乙 新潟市在住の女性 他1名

3 和解の条件及び損害賠償の額

(1) 甲は、乙に対し、上記事故の損害賠償金として金5,987,772円の支払義務があることを認める。

(2) 甲及び乙は、上記事故に関し前号に定めるもののほかは、甲と乙の間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

議案第71号

**訴えの提起について**

次のとおり訴えを提起するものとする。

平成28年6月14日提出

新潟市長 篠田 昭

1 被告

別表に掲げる者をそれぞれ被告とする。

2 目的

別表の債権名の欄に掲げる債権に基づく支払請求

3 内容

別表の被告の欄に掲げる者に対しそれぞれ同表の債権名の欄に掲げる債権に基づく支払を請求する。

4 その他

本件については、必要に応じ上訴し、和解し、その他必要な措置を行うことができるものとする。

別表

被告	債権名
新潟市東区太平2丁目9番地16コーポ太平 104号 近藤 浩一	生活保護費返還金 生活保護費徴収金
新潟市中央区信濃町7番21号ベルコート信 濃町405号 水谷 正信	生活保護費返還金 生活保護費徴収金
新潟市北区太夫浜新町1丁目23番3号 前田 美恵	ひまわりクラブ利用料
新潟市中央区新和4丁目8番8号ブランシュ 201 安倍 吉美	ひまわりクラブ利用料

議案第 7 2 号

**新潟県公安委員会委員の推薦について**

次の者を新潟県公安委員会委員に推薦したいので、議会の同意を得たい。

平成 2 8 年 6 月 1 4 日 提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市西区内野上新町 1 1 8 9 1 番地

武井 楨次

議案第 73 号

**契約の締結について**

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 28 年 6 月 14 日提出

新潟市長 篠田 昭

工事名	契約金額	契約の相手方
新潟市民芸術文化会館大規模改修舞台機構設備工事	597,240,000 円	東京都港区芝大門二丁目 5 番 5 号住友不動産芝大門ビル カヤバシステムマシナリー 株式会社 代表取締役 廣門 茂喜



議案第 7 4 号

**契約の締結について**

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 2 8 年 6 月 1 4 日 提出

新潟市長 篠田 昭

工事名	契約金額	契約の相手方
日和山小学校大規模 改造工事	308,016,000 円	新潟市中央区幸西 1 丁目 4 番 2 1 号 丸運建設 株式会社 取締役社長 小田 等

議案第75号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成28年6月14日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市内野まち づくりセンター	新潟市西区内野町 413番地	内野・五十嵐まち づくり協議会	平成28年10月3 1日から 平成31年3月31 日まで

諮問第 2 号

**人権擁護委員候補者の推薦について**

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により，議会の意見を問う。

平成 28 年 6 月 14 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市東区中山 2 丁目 17 番 3 号

高橋 勝利

新潟市東区逢谷内 3 丁目 1 番 30 号 ダイアパレス逢谷内 204

新田 利子

報告第1号

**継続費繰越計算書の報告について**

地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成28年6月14日提出

新潟市長 篠田 昭

平成27年度新潟市継続費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	継続費の総額	平成27年度継続費予算現額		支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度繰越額	左の財源内訳			(単位 円)	
				予算上額	前年度繰越額				計	繰越金	特定財源		
											国県支出金		地方債
2	総務費 1 総務管 理費	(仮称)内野 地区集会所施設 建設事業	1,241,700,000		497,700,000	444,816,960	52,883,040	52,883,040	13,483,040		39,400,000		
10	教育費 2 小学校 費	木戸小学校校 舎一部改築事 業	2,167,000,000	450,225,888	776,025,888	703,701,995	72,323,893	72,323,893	68,223,893		4,100,000		
		南万代小学校 校舎改築事業	2,240,000,000	154,174,806	1,550,174,806	1,430,926,375	119,248,431	119,248,431	66,248,431		53,000,000		
		日和山小学校 校舎整備事業	1,471,000,000		731,000,000	153,543,840	577,456,160	577,456,160	7,903,160	159,953,000	409,600,000		
		計	7,119,700,000	604,400,694	3,554,900,694	2,732,989,170	821,911,524	821,911,524	155,858,524	159,953,000	506,100,000		

報告第 2 号

**継続費繰越計算書の報告について**

地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成 28 年 6 月 14 日提出

新潟市長 篠田 昭

平成27年度 新潟市継続費繰越計算書

(水道事業会計)

款	項	事業名	継続費の総額	平成27年度継続費予算現額		支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度繰越繰越額	翌年度繰越繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越繰越額				計	企業債	
1	資本的 支出	阿賀野川浄水場 施設整備事業	7,022,160,000	235,440,000		25,010,000	210,430,000	210,430,000	150,000,000	60,430,000	

報告第3号

**繰越明許費繰越計算書の報告について**

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成28年6月14日提出

新潟市長 篠田 昭



平成27年度新潟市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				(単位 円)	
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	番号制度推進事業	135,200,000	135,200,000	55,900,000	68,200,000		11,100,000		
		南浜連絡所施設整備事業	2,455,000	2,455,000				2,455,000		
		(仮称)芸術創造フアクトリー整備事業	8,000,000	8,000,000		7,200,000		800,000		
		音楽文化会館改修事業	11,000,000	11,000,000		8,200,000		2,800,000		
		旧新潟税関庁舎保存整備事業	94,000,000	94,000,000	61,100,000	24,600,000		8,300,000		
		市民会館改修事業	32,100,000	32,100,000		24,000,000		8,100,000		
		体育施設整備事業	20,900,000	20,900,000		15,600,000		5,300,000		
		3 戸籍住民基本台帳費	190,101,000	190,101,000	190,101,000					
		4 選挙費	20,000,000	20,000,000				19,274,240		
		2 児童福祉費	98,003,000	98,003,000	98,003,000		34,600,000	63,403,000		
3 民生費	3 障がい福祉費	私立保育園の整備	619,614,000	619,614,000	550,614,000	69,000,000				
		障がい福祉施設整備事業	205,900,000	205,900,000	72,636,000	36,000,000		324,000		
		明生園バス購入事業	18,600,000	18,600,000			13,600,000	5,000,000		
		特別養護老人ホーム整備事業	143,830,000	143,830,000	123,830,000	16,000,000		4,000,000		
		グループホーム整備事業	79,000,000	79,000,000	64,000,000	12,000,000		3,000,000		
		小規模多機能型居宅介護拠点整備事業	158,000,000	158,000,000	128,000,000	24,000,000		6,000,000		
		老人デイサービスセンター小須戸改修事業	12,000,000	12,000,000		9,000,000		3,000,000		
		水道事業会計出資金	5,000,000	5,000,000		5,000,000				
		地域保健福祉センター改修事業	31,000,000	30,373,000		22,700,000		7,673,000		
		2 清掃費	91,900,000	91,900,000				91,900,000		
6 農林水産業費	1 農業費	農産物輸出入促進事業	26,000,000	26,000,000	20,000,000			6,000,000		
		新潟の食と花PR事業	6,467,000	6,467,000				6,467,000		
		新潟県農林水産業総合振興事業	25,000,000	25,000,000	25,000,000					
		海辺の森整備事業	46,000,000	29,800,000	20,860,000	8,000,000		940,000		
		農業水利施設保全合理化事業	24,290,000	15,490,000	7,650,000			7,840,000		

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
		県営ほ場整備事業費負担金	157,538,000	157,538,000		157,500,000		38,000	
7	3	漁港整備事業	257,890,000	250,228,000		107,200,000		23,818,000	
	1	外国人誘客促進事業	20,000,000	20,000,000					
	2	成長産業ステップアップ促進事業	40,000,000	40,000,000					
		中小企業成長分野参入促進設備投資補助金	100,000,000	100,000,000				100,000,000	
8	2	道路橋りょう事業費	3,673,686,000	3,190,820,271		1,784,800,000		199,093,631	
	4	新たな交通推進事業	36,576,000	33,575,200		3,600,000		11,508,840	
		交通バリアフリー推進事業	135,333,000	135,333,000		110,400,000		24,933,000	
		飛砂対策事業	29,400,000	29,397,000		2,820,000		26,577,000	
		街路事業	273,863,000	272,509,136		208,500,000		228,136	
		新潟駅周辺地区整備事業	4,441,904,000	4,432,429,082		2,023,000,000		23,319,082	
	5	公園緑地事業	72,300,000	69,833,400		29,000,000		16,124,400	
	6	都市排水緊急対策事業	47,000,000	43,000,000		43,000,000			
		都市排水緊急対策事業	15,300,000	15,300,000		11,400,000		3,900,000	
	8	住宅費	117,000,000	117,000,000		58,300,000		200,000	
9	1	消防費	11,371,000	11,371,000		8,500,000		2,871,000	
	2	小学校費	295,200,000	285,634,000		171,700,000		3,011,000	
		指定避難所耐震補強事業	628,219,000	628,219,000		391,000,000		139,998,000	
	3	中学校費	383,700,000	375,125,000		214,400,000		3,965,000	
		指定避難所耐震補強事業	57,330,000	57,330,000		41,200,000		300,000	
	7	生涯学習費	18,400,000	18,400,000		16,500,000		1,900,000	
		生涯学習施設改修事業	42,000,000	42,000,000		31,400,000		10,600,000	
	8	保健給食費	27,400,000	27,400,000		20,500,000		6,900,000	
		計	12,985,770,000	12,333,509,329		5,816,000,000	13,600,000	862,961,329	

(介護保険事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源	その他	
1	総務費	1 総務管理費	125,000,000	109,209,000		25,786,000		83,423,000
		介護保険システム改修事業						
		計	125,000,000	109,209,000		25,786,000		83,423,000

報告第4号

**予算繰越計算書の報告について**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成28年6月14日提出

新潟市長 篠田 昭

平成 27 年度 新潟市予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

(下水道事業会計)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	内部留保資金			
1	資本的支出	1 建設改良費	17,977,793,000	11,230,626,004	6,288,707,000	3,597,000,000	2,663,634,640	8,072,360	478,459,996	先行工事の遅れに伴うもの等による。	

(水道事業会計)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	出資金	他事業負担金	内部留保資金			
1	資本的支出	1 建設改良費	2,574,785,480	1,652,444,995	909,387,000	426,000,000	2,875,000	480,512,000	12,953,485	他事業体工事との工程調整等による。		
		基幹管路更新事業	2,670,713,259	2,313,364,840	295,596,000	134,000,000	2,125,000	159,471,000	61,752,419	他事業体工事との工程調整等による。		
		配水支管整備工事	672,187,588	354,397,588	317,790,000			56,079,000		他事業体工事との工程調整等による。		
		浄水場等施設整備工事	116,505,000		116,505,000			116,505,000		他の修繕工事が生じたことに伴う工程調整等による。		
		計	6,034,191,327	4,320,207,423	1,639,278,000	560,000,000	5,000,000	812,567,000	74,705,904			